

# 東京鮫川会規約

(名 称)

第1条 本会は、東京鮫川会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、東京都等に居住する者で、鮫川村出身者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2 本会の中に支部を置き、支部の名称及び支部の区域は、次のとおりとする。

- (1) 東京支部 (都内全域)
- (2) 埼玉支部 (埼玉県内全域)
- (3) 千葉支部 (千葉県内全域)
- (4) 神奈川支部 (神奈川県内全域)

ただし、上記支部以外の会員については、最寄の支部とする。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は、福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村企画調整課内に置く。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と福利増進を図りながら、鮫川村の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦
- 2 会報等の発行
- 3 鮫川村の紹介
- 4 鮫川村特産物の紹介及び斡旋
- 5 「東京福島県人会」との連携
- 6 その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会を円滑に運営するために、次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 会 長   | 1名  |
| 2 副 会 長 | 若干名 |
| 3 事務局長  | 1名  |
| 4 監 事   | 2名  |
| 5 支 部 長 | 各1名 |
| 6 副支部長  | 若干名 |
| 7 評 議 員 | 若干名 |

2 本会に名誉会長及び相談役並びに常任理事を置くことができる。

(責 務)

第7条 会長は会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

事務局長は会務を掌理し、庶務、会計を兼ねる。監事は、会計の監査を行う。支部長及び副支部長は、支部を代表し、支部の業務を処理する。評議員は、会長提案の会務を審議し、事業を推進する。

2 名誉会長及び相談役並びに常任理事は役員会に出席し、会の運営について意見を述べるができる。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長及び監事は総会において選出する。支部長、副支部長及び評議員は、各支部の中からそれぞれ選出し、事務局長は会員の中から会長が委嘱する。

2 名誉会長は会長経験者から、相談役は会長、副会長経験者で会の運営に功績のあった者の中から、常任理事は役員として会の運営に特に功績のあった者の中から選出する。

第8条の2 会長、副会長及び監事の選出にあたっては、選考委員会を設けることができ、委員は若干名をもって構成する。

2 選考委員の選出は、会長が役員会に諮り委嘱する。

3 選考委員会は、候補者を推薦し総会に提案する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠を選任することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 定期総会は毎年度初めから3か月以内に開催する。会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 役員会は会長、副会長、監事、事務局長、支部長、副支部長及び評議員をもって構成し、年2回の定例会を開催することができる。

3 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員は、会費として1か年3,000円を拠出する。

3 会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

4 会計は、役員会の議を経て定期総会に報告し、その承認を受けることを要する。

#### 付 則

1 本規約は、総会の決議によらなければ変更できない。

2 鮫川村出身者で、東京都内に勤務する者も本会に加入することができる。

3 付則第2項以外の者でも本会の趣旨に賛同する者は、役員会の承認を得て入会することができる。

4 役員会で会員にふさわしくない行為があったと認めたときは、その者は会員の資格を失うものとする。

5 本会は、鮫川村ふる里振興協議会と連絡を密にし、相互に協力し合う。

6 本規約は、昭和62年7月5日より施行する。

平成元年1月29日 一部改正

平成4年2月2日 一部改正

平成5年1月31日 一部改正

平成8年1月28日 一部改正

平成9年1月26日 一部改正

平成10年1月25日 一部改正

平成11年1月31日 一部改正

平成13年1月28日 一部改正

平成14年1月27日 一部改正

平成18年1月29日 一部改正

平成20年1月27日 一部改正